

令和3年8月

上天草市農業委員会会議録

令和3年8月11日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年8月11日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第7 議案第5号 空き家に付随した農地指定申請について
- 日程第8 議案第6号 事業計画変更承認申請について
- 日程第9 報告第1号 許可不要転用届の受理について
- 日程第10 報告第2号 農地形状変更届の受理について
- 日程第11 報告第3号 利用権設定合意解約について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（9名）

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重 8番 源 義通 9番 松本 光義
10番 森 和敏

（事務局）

局長 徳弘 恵吾 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。

4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子

1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまから、令和3年8月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は9名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。本日は8月の総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げる次第です。最近、台風の接近、あるいは梅雨の後戻りということで長雨が続く中、皆さん方も農作業等に大変ご苦労されておられるのではなかろうかと思えます。そして暑い中で利用状況調査等にもご協力いただいております。猛暑の中、また天候不順の中ではございますけれども、ひとつ健康には十分に注意をされましてご協力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから8月の総会を開催します。どうぞよろしく願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、10番、森委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局、お願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△番△外1筆、同じく字□□□△△△番△外4筆、同じく字□□□△△△番、地目は畑6筆、田2筆、合計面積4,137㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～5ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西の方向、約1.6kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が今回売買される畑1,768㎡、田2,369㎡、合計4,137㎡です。稼働力は1、農機具等はトラクター1です。申請理由は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米、トウモロコシを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。昨日は暑い中、現地確認ご苦労さまでした。今回の議案ですけれども、□□□の郵便局あたりから右の方向に、山のほうに向かって細い道に入るあたりになります。図面を見ていただきますと、黄色い表示のない中心になるところに△△△番△というのがありますけれども、そこはもともと譲渡人が住んでいた家だそうです。現在もまだ建ったままになっておりますけれども、誰も住んでいないということです。譲渡人の方は埼玉県に住んでおられる高齢の方でして、この家とこの土地は親戚の方がずっと管理されていたわけですけれども、かなり高齢になられて、管理すること自体に無理があるということで、家を解いてもらえないか、と申請人の方に相談されたそうです。その話から今後上天草に帰ってくることもないし管理不可能なので買ってもらえないか、ということで今回の申請をされたそうです。

今、家は住める状態ではありません。畑もここ数年管理されていないので草が生い茂って、すぐにはという感じですが、申請人は重機も持っておられますの

で、何とか草刈りをしてもらうようにして、タマネギやトウモロコシ、田は米を作りたいとおっしゃっていました。以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することにいたします。
それでは2番に入りますけれども、磯田委員につきましては、同居親族の関係で議事参与の制限に当たりますので、退室をお願いいたします。

（6番 磯田委員 退室）

議長（西岡）

それでは、事務局から2番の説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。
申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は大矢野町上地区字□□□△△△△番△、地目は畑、面積774㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西の方向、約1.2kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑1万5,551㎡、田3,087㎡、合計1万8,638㎡です。稼働力は2、農機具等は、トラクター1、定植機1です。申請理由は贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのこと。通作距離は自宅から徒歩5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしています。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は、申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調査要件では、タマネギを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮）

はい。議案第1号の2番について、推進委員の二宮が説明します。
昨日は現地確認、ありがとうございました。場所は、□□□の農道から東のほうへ100mぐらいのところのところに位置しています。内容的には事務局から説明があった

とおりで、構造改善事業に伴う里道付きの畑の登記ということです。ご審議よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま2番の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することと決定いたします。

（6番 磯田委員 入室）

議長（西岡）

続きまして、3番を事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

はい。議案第1号の3番です。議案は同じく2ページになります。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和地区字□□□□△△△番△外1筆、地目は畑、合計面積1万1,133㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約5kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑1万7,222㎡です。稼働力は2、農機具等は、トラクター2、軽トラック1、軽ワゴン1、動噴1、草刈機1、マルチ張機1です。申請理由は贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で20分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ミカン、タマネギ等を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われまふ。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（岩本）

農地法第3条、申請番号3について、担当岩本が説明いたします。

農地情報については、事務局より説明があったとおりです。また○○○○○氏と○○氏は親子関係であり、○○氏はかつて○○職員として頑張っておりました。退職と同時に新規就農制度を夫婦で利用し、現在3年目であります。この制度の5年間の中で、利用権設定を除き名義を変更する必要があり、今回の申請となります。

健全な申請であり、何ら問題はないものと考えます。以上、よろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま3番の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局の説明をお願いします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積500㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.5kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は建築費△△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地が申請人所有のため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設側溝に排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水するとのことです。造成中の被害防除については、整地のみなので被害のおそれはなく、完成後も、ガス、湧水、捨石、及び粉塵等による付近の農業への影響、また近傍農地への日照、通風、耕作等への影響もないとのことです。

補足説明といたしまして、陳述書を添付いただきましたのでコピーを配付しております。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明いたします。

この議案は、先月、局長からお話があったのを覚えていらっしゃる方も多いかと思いますが、先々月ぐらいに一度、相続の申請があった議案です。その申請が許可されて翌月にその土地に家を建てたいという相談があったことを局長が先月の総会でおっしゃいました。今回の申請理由は、先ほど事務局から陳述書の説明がありましたけれども、これを読んでいただくと分かるとおりです。申請人は東京で〇〇〇として勤務しておられて、退職してから大矢野のほうに家族3人で帰ってこられて、父母と暮らすとなると合計5人になり手狭でスペースが足りないそうです。今回、家を建てたいということで、ほかに3か所ぐらい候補地を探しておられますけれども、どうもいいところがないということで、この相続された土地に建てたいという申請です。造成がほぼ終わっている感じの土地で、500㎡の分筆で農地がちょっと残りますが、そこには柿などの果樹類を植えたいということをおっしゃっていました。よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号、農地法第5条、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。ということで1番から事務局、説明をお願いします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号1番です。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番、地目は畑、面積388㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北西の方向、約2.2kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場の造設で、事業資金は、土地購入費△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地と判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地の所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、ほぼ現状のままです。小規模な造成を行うため被害のおそれではなく、完成後も、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農業への影響、また近傍農地への日照、通風、耕作等への影響もないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

はい。第5条の1番について、席番3番の山口が説明をいたします。

昨日は蒸し暑い中、ご苦労さまでございました。ただいま事務局から説明されたとおりですが、それに補足説明いたします。

建設業をされておまして、どうしても資材置場が欲しいということで、場所については結構傾斜がございまして、(画面の)下は畑でしょうか、傾斜がありますが、1mぐらい下のほうを埋めて、その傾斜を利用して資材置場にするということで、下に迷惑がかからないようにちゃんとします、ということでした。勾配を利用して、上のほうから道路に下りるようにするということでございます。以上です。よろしくご審議方をお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号2番です。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□□□△△△△番△△、地目は田、面積1,088㎡です。申請場所は本日配付している地図のとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約8.4kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場の造設で、事業資金は土地購入費△△万円、土地造成費△△万△△△△円、合計△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地と判断します。転

用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地の所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は水路へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、造成は道路と同じ高さまで客土を行うため、石垣を設けて流出しないようにし、完成後の近傍農地への影響もないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

はい。議案第3号の2番につきまして、席番8番の源から補足説明させていただきます。

本件は画面に出ていますとおり、既に耕作放棄地なっているところです。申請人は建設業者の方で、説明のとおり資材等の置場にしたいということと、もう1点は、近くに海水浴場がございまして、シーズンになりますと画面に出ています前の道路の左側にもお客さんがたくさん車を止めて付近の方が迷惑するということで、本人の資材置場と兼ねた観光客の駐車場としても活用できるようにしたいということでの申請でございますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画(案)について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき農業委員会の意見を決定するため審議を求めます、ということで事務局から説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

議案第4号、農用地利用集積計画（案）、賃貸借権設定について。議案は8ページから13ページになります。今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が3件、新規設定の計画が9件となっています。計画内容は利用権の設定をする人12名、利用権の設定を受ける人5名、利用権設定面積合計1万7,326.11㎡です。内容の詳細はお配りした議案のとおりです。ここに記載されている計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認し

ています。また、番号5番から番号12番の熊本県農業公社を通じた利用権設定を行う予定の借り手は、大矢野町上地区の法人で、農地法第2条第3項の各要件を満たす農地所有適格法人であることを申し添えます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

議案第5号 空き家に付随した農地指定申請について

議長（西岡）

続きまして議案第5号、空き家に付随した農地指定申請について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。議案第5号、番号1番です。議案は15ページになります。申請人は熊本市東区の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□△△△△番△外1筆、地目は畑2筆、合計面積は818㎡です。附属する空き家は農地から20mほど離れた△△△△番地で、所有者は申請者の父となっています。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西の方向、約4.4kmのあたりに位置しております。申請地の状況については、写真及び映像資料のとおりです。現在、耕作はされていませんが、トラクター耕起で耕作を再開することが可能な状況です。以上のことから、申請された農地を空き家に付随する農地として指定することに問題はないと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮）

議案第5号1番について、推進委員の二宮が説明します。

物件の場所は□□の県道の一番奥の突き当たり、行き止まりのところから東北に100mぐらいのところになります。所有者の方が最近亡くなられ、息子さんは熊本市在住ということで、今般、空き家に付随した農地申請となったものです。物件は、少し傾斜はありますが、日当たりがよく草刈りをして耕作がすぐできるような状態になっています。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定いたします。

議案第6号 事業計画変更承認申請について

議長（西岡）

続きまして議案第6号、事業計画変更承認申請について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第6号、番号1番です。議案は17ページになります。申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□□△△△△番△、地目は田、面積344㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約10kmのあたりに位置しております。平成27年11月に資材倉庫を建設する計画で5条許可を行いました。資材倉庫の必要がなくなったため着工に至らず当時のままとなっています。今後は、倉庫は建てず整地して重機等の作業機械の資材置場として利用するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

はい。議案第6号について、席番8番の源から補足説明させていただきます。

今の説明のとおり、本件は5年ほど前に資材倉庫を建設ということで申請があつて許可が出ておりました。本人の当初の計画では倉庫を建てる予定でしたが、ご覧のとおり敷地が細長くなっていますので、倉庫を建てるには不向きということで、これまで延び延びになっていたということで、説明のとおり整地して露地で置けるものを置かせていただきたいという申請でございます。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告第1号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いいたします。

報告第1号 許可不要転用届の受理について

事務局（池林）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は18ページになります。届出人は東京都の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△番△、地目は畑、面積2,089㎡のうち4㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約2kmのあたりに位置しております。申請理由は携帯電話の無線基地局です。現地確認及び事業計画書、地区の排水同意書等の書類を鑑み、問題はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。報告第1号、許可不要届の受理について、7番、岩崎が説明いたします。これは携帯電話の無線基地局の新設ということで申請されています。地番△△△△番△の中で、今、画面に出ておりますけれども、4㎡を占有して、高さ約1.5mのコンクリート柱を建てると聞いております。よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ただいま許可不要転用届の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告どおりといたします。

報告第2号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡）

続きまして報告第2号、1番について説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。報告第2号、番号1番です。議案は19ページになります。届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町内野河内地区字□□□△△△番△外2筆、地目は田3筆、合計面積は404㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約1.37kmのあたりに位置しております。

届出理由は、当該農地は低湿地で排水が悪いため、1 mほど埋め立てタマネギ等の野菜を栽培したいとのことです。同意書については、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。議案の説明は以上となります。

議長（西岡）

ありがとうございました。

続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（大西）

きのうは現地確認、お疲れさまでした。推進委員の大西が説明いたします。

事務局より説明があったとおり、道路より1 mぐらい低い土地でありまして、今まで4年間ぐらいずっと草刈り等をしてきれいに管理しておりましたけれども、排水が悪くて何も作れないということで、ちょっと地面をかさ上げして野菜とかいろいろ作りたいという申請が上がっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま報告第2号の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

局長、昨日の経過について補足説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

補足の説明をいたします。まず、これは形状変更届になりますので、許可するとかしないということではありませんが、今画面に出ております低いほうが農地で、ちょっと高くなって道が見えているところが河川の護岸で1 mほど高くなっています。この一番低くなっているところと護岸のところの間にブロックU字溝が入っているんですが、おそくらのU字溝のところは県管理の河川との境界になるのではなかろうかということで、申請人の方も今後もあるのでフラットに道路の高さまで埋めるとなると、当然河川敷の斜めになっているところまで埋める必要が出てくるので、そこを管理者にきちんと確認したいということでした。事前に昨日、市の建設課に私が問い合わせたところ、2級河川ということで県の管理のようで、申請者の方は建設課に行って、おそらくそこから県に確認ということになるかと思えます。そこで、どういう形でここをかさ上げるのか、後々で問題がないようにした上で形状変更いたします、と昨日の現地確認でおっしゃっていました。昨日の時点では、この畦畔部分まで埋めていいとか悪いという結論は出ていませんけれども、その問題をクリアする形で形状変更したいということをおっしゃっていました。追加の説明は以上です。

議長（西岡）

それでは、ただいま説明が終わりましたので、報告第2号については報告どおりといたします。

報告第3号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第3号、利用権設定合意解約について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。報告第3号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について。農地法第18条第6号の規定により通知がありましたので報告いたします。

議案の20ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上地区字□□□、地番△△△番△、登記簿地目は田、面積は1,698㎡です。貸付人は埼玉県越谷市の個人の方です。借受人は大矢野町の個人の方です。当初設定期間は令和3年6月29日から令和13年6月28日、合意解約日は令和3年7月20日です。解約理由は双方合意による解約となります。説明は以上です。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何らございませんので、報告第3号については報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして全ての議案が審議を終了しましたこと、厚く御礼を申し上げます。これで議事を全て終了いたします。

なお、後ほど事務局のほうから何かありましたらお願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年8月11日

| | | |
|-----------|----|-------------|
| 上天草市農業委員会 | 会長 | <u>西岡光雄</u> |
| 上天草市農業委員会 | 委員 | <u>森和敏</u> |
| 上天草市農業委員会 | 委員 | <u>松平輝</u> |